船舶管理規程

目 次

第１章 総則

第２章 経営者の責務

第３章 船舶管理の組織体制

第４章 船舶管理責任者等の任免並びに代行の指名

第５章 船舶管理責任者等の勤務体制

第６章 舶管管理責任者等の職務及び権限

第７章 船舶管理規程の変更

第８章 情報の伝達及び共有

第９章 教育および研修

第10章 オーナーおよびオペレーターとの連絡調整

第11章 文書管理

第12章 内部監査および継続的改善

第13章 海難その他の事故の処理

第14章 雑 則

第１章 総則

（目的）

第１条 この規程は、船舶管理事業者が定める船舶管理方針に基づき、適切な体制を整備した上で、船員配乗・雇用管理業務、船舶保守管理業務及び船舶運航実施管理業務のそれぞれを安全かつ効率的に実施するための手順を明確にし、もって適切かつ高品質な船舶管理業務の実施を目的とする。

（用語の意義）

第２条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 用語 | 意義 |
| (1) | 船舶管理業務 | 特定の船舶について、船員配乗・雇用管理業務、船舶保守管理業務及び船舶運航実施管理業務の全てを一括して実施する業務をいう。 |
| (2) | 船舶管理契約 | 一方が他方の所有する船舶についてその委託を受けて船舶管理業務を実施することについて両者が締結する契約をいう。 |
| (3) | 船舶管理事業者 | 船舶管理契約に基づき船舶管理業務を実施する法人をいう。 |
| (4) | 管理船舶 | 船舶管理契約に基づき船舶管理事業者が船舶管理業務を実施する場合にその対象とする船舶をいう。 |
| (5) | 経営者 | 船舶管理事業者において船舶管理業務の実施について最終的な責任を負う役員又は役員の集団をいう。 |
| (6) | 事業所 | 船舶管理事業者が陸上において船舶管理業務の実施又はその管理を行うために設置・運営する事務所をいう。 |
| (7) | 陸上要員 | 事業所において船舶管理業務の実施またはその管理に従事する社員をいう。 |
| (8) | オーナー | 内航海運業者であって、自ら所有する船舶について船舶管理契約に基づき船舶管理事業者に船舶管理業務の実施を委託する船主（顧客）をいう。 |
| (9) | オペレーター | 内航海運業者であって、用船契約に基づきオーナーから船舶を借り受け、当該船舶を使用して内航運送を行う運航者をいう。 |
| (10) | 船舶管理方針 | 経営者の主体的かつ積極的な取り組みを前提として、船舶管理事業者が管理船舶の安全を確保するために船舶管理業務の実施に際して自ら遵守すべき基本的な事項を定めたものをいう。 |
| (11) | 船舶管理責任者 | 船舶管理事業者が実施する船舶管理業務について、管理船舶又は業務区分に応じてその全部又は一部に係る権限及び責務を経営者から委任された役員又は社員をいう。 |
| (12) | 船舶管理統括責任者 | 船舶管理事業者に複数の船舶管理責任者が存在する場合において、全ての船舶管理責任者を統括することに係る権限及び責務を経営者から委任された役員又は船舶管理責任者と同等以上の役職に就く者をいう。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (13) | 安全管理規程 | 内航海運業法第９条に基づき届け出られた規程をいう。 |
| (14) | 緊急時対応処理要領 | 内航海運業法施行規則第13条第３号ニに準じて「事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項」について定めたものをいう。 |
| (15) | 運航基準 | 内航海運業法施行規則第13条第３号ロ(２)に準じて「運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項」について定めたものをいう。 |
| (16) | 海事関係法令 | 船舶安全法、船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、水先法、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、電波法及びこれらの法律に基づき発する命令をいう。 |

（船員安全衛生基準、運航実施基準、環境汚染防止基準）

第３条 この規程の実施を図るため、船員安全衛生基準、運航実施基準、環境汚染防止基準を定める。

２ 船員が行う船内作業については、この規程及び船員安全衛生基準に定めるところによる。

３ 管理船舶の運航実施管理業務については、この規程及び運航実施基準に定めるところによる。

４ 管理船舶からの油の排出の禁止措置、船舶からの有害液体物質等の排出の禁止措置、船舶からの排出物の排出の規制、船舶からの排出ガスの放出の規制等については、この規程及び環境汚染防止基準に定めるところによる。

第２章 経営者の責務

（経営者の主体的関与）

第４条 安全かつ効率的な船舶管理業務を実施するため、経営者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当該業務を適切に運営する。

（1）関係法令及び社内規程の遵守

（2）船舶管理方針の設定

（3）安全教育の徹底

（4）重大な事故等の発生に対する確実な対応

（5）適切な船舶管理業務を維持するための継続的な見直し

（経営者の責務）

第５条 経営者は、安全かつ効率的な船舶管理業務を実施するため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

（船舶管理方針）

第６条 経営者は、船舶管理業務にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した船舶管理方針を設定し、会社内部へ周知する。

２ 船舶管理方針には船舶管理業務の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

（1）関係法令及び社内規程の遵守

（2）船舶管理業務の実施およびその管理に関する体制と方法

３ 船舶管理方針は、必要に応じて見直しを行う。

第３章 船舶管理の組織体制

（船舶管理の組織）

第８条 この規程の目的を達成するため、次のとおり船舶管理統括責任者、船舶管理責任者及びその補助者として陸上要員を置く。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務地 | 要員および人数 |
| 本社 | 船舶管理統括責任者 ○人船舶管理責任者 ○人陸上要員 ○人 |
| 支社 | 船舶管理責任者 ○人陸上要員 ○人 |

２ 本社および支社の管理する船舶は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 担 当 | 管理船舶 |
| 本社 | ○○丸△△丸 |
| 支社 | ◇◇丸 |

第４章 船舶管理責任者等の任免並びに代行の指名

（船舶管理責任者の任命）

第９条 経営者は、自社の船舶管理業務について、管理船舶又は業務区分に応じてその全部又は一部に係る権限及び責務を委任するため、委任する権限及び責務の内容を明示して船舶管理責任者を任命する。

（船舶管理統括責任者の任命）

第10条 経営者は、２名以上の船舶管理責任者を任命した場合は、全ての船舶管理責任者を統括する船舶管理統括責任者を任命する。

（船舶管理統括責任者および船舶管理責任者の解任）

第11条 経営者は、船舶管理統括責任者または船舶管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該船舶管理統括責任者または船舶管理責任者を解任するものとする。

（1）身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

（2）社内規程や法令に違反することにより、船舶管理統括責任者または船舶管理責任者がその職務を引続き行うことが安全かつ効率的な船舶管理業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（船舶管理統括責任者代行は船舶管理責任者代行の指名）

第12条 船舶管理統括責任者または船舶管理責任者は、陸上要員の中からその職務を代行する者をあらかじめ指名しておくものとする。

２ 前項の場合において、船舶管理統括責任者または船舶管理責任者は、それぞれ２人以上の者を順位を付して指名することができる。

第５章 船舶管理責任者等の勤務体制

（船舶管理統括責任者の勤務体制）

第13条 船舶管理統括責任者は、原則として本社に勤務するものとし、常時連絡できる体制になければならない。

２ 船舶管理統括責任者がその職務を執ることができないときは当該職務代行者が職務を執るものとする。

（船舶管理責任者の勤務体制）

第14条 船舶管理責任者は、原則として本社（支社）に勤務するものとし、常時連絡できる体制になければならない。

２ 船舶管理責任者がその職務を執ることができないときは当該職務代行者が職務を執るものとする。

（船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行の勤務体制）

第15条 船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行は、船舶管理統括責任者もしくは船舶管理責任者が不在の時、原則として本社（支社）に勤務するものとし、陸上要員と常時連絡できる体制になければならない。

第６章 船舶管理責任者等の職務及び権限

（船舶管理統括責任者の職務及び権限）

第16条 船舶管理統括責任者の職務及び権限は、次のとおりとする。

（1）次条に定める船舶管理責任者の職務および権限。

（2）船舶管理責任者を統括し、必要な指揮命令を行うこと。

（船舶管理責任者の職務及び権限）

第17条 船舶管理責任者の職務及び権限は、次のとおりとする。

（1）この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶管理に関する業務全般を統轄し、船舶管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。

（2）船舶管理業務全般に関し、陸上要員および乗組員と協力して円滑に実施すること。

（3）陸上要員および乗組員を指揮監督すること。

２ 船舶管理責任者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

（船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行の職務）

第18条 船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行は、自己の勤務する本社（支社）の管理する船舶の管理に関して、船舶管理統括責任者および船舶管理責任者を補佐する。

第７章 船舶管理規程の変更

（船舶管理規程等の変更）

第19条 船舶管理責任者は、それぞれの管理業務に関し、関係法令の改正、社内組織又は管理船舶の変更等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程および関連基準の変更を発議しなければならない。

２ 船舶管理責任者は、前項の発議をしようとするときは、管理業務の実態を十分に把握しなければならない。

３ 経営者は、第１項の発議があったときは、関係部署の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 情報の伝達及び共有

（船舶管理責任者の措置）

第20条 船舶管理責任者は、船員と陸上要員の間で常に円滑なコミュニケーションが確保されるよう最大限努めなければならない。

２ 船舶管理責任者は、前項のコミュニケーションを確保するために必要となる通信装置その他の設備を設置・運営しなければならない。

（船長の措置）

第21条 船長は、次に掲げる場合には必ず船舶管理責任者に連絡しなければならない。

（1）発航前検査を終え出港するとき

（2）運航実施基準に定められた地点に達したとき

（3）事故等が発生したとき

（4）運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき（速やかに所定の報告書も提出する事とする）

２ 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ船舶管理責任者に連絡するものとする。

(1) 気象・海象に関する情報

(2) 障害物(浮流物)の目撃に関する情報

(3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等

(4) その他航行中の水路の状況

（陸上要員の措置）

第22条 陸上要員は、担当する管理船舶を定期的に訪船することにより、当該船舶の船員との間で十分なコミュニケーションをとらなければならない。

第9章 教育および研修

（安全教育）

第23条 船舶管理責任者は、陸上要員に対して、船舶管理方針、オーナーやオペレーターが定める各種管理基準、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項に関する教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

２ 船舶管理責任者は、1年に１回以上の頻度で、陸上要員を管理船舶に訪船させて安全教育を実施するものとする。

３ 船舶管理責任者による安全教育は、管理船舶に適用される安全管理規程、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について行うものとする。

（操練）

第24条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を船舶管理責任者に報告するものとする。

（訓練）

第25条 船舶管理責任者および船長は、船員法及び同法施行規則並びに管理船舶に適用される安全管理規程並びに緊急時対応処理要領に基づいて緊急時対応に関する訓練を計画し、定期的に実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

２ 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営者へ意見具申する。

（記録）

第26条 船舶管理責任者は、前３条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

２ 管理船舶において緊急時対応訓練を実施した場合には、当該管理船舶の船長は訓練の概要を航海日誌に記載するものとする。

第10章 オーナーおよびオペレーターとの連絡調整

（オーナーとの連絡調整）

第27条 船舶管理責任者は、管理船舶毎の船体、機関及び船舶の保守管理状況について、文書で記録するとともに、記録内容の概要を年１回以上の頻度で船舶所有者に報告するものとする。

（オペレーターとの連携）

第28条 船舶管理責任者は、管理船舶毎に、当該管理船舶の運航についてオペレーターが定めた運航基準との整合性を確保して、管理船舶毎に配乗された船長及び船員が遵守すべき運航実施基準を策定し、当該管理船舶の船長及び船員に周知徹底するものとする。

第11章 文書および記録の整備および管理

（他の規程等との整合）

第29条 船舶管理責任者は、本規程および関連基準等を策定するにあたり、顧客が策定した安全管理規程等の関連文書との間で規定内容に齟齬が生じないよう整合を図るものとする。

２ 会社が策定した他の文書等が策定されている場合も同様に整合を図るものとする。

（文書および記録の整備）

第30条 船舶管理責任者は、本規程および関連基準等に基づき適切に業務が実施できるように必要な文書および記録を整備しなければならない。

（保管責任者の選任）

第31条 船舶管理責任者は、陸上要員及び船員が常に最新の船舶管理規程により船舶管理業務を行うために、船舶管理に関する文書に関して保管責任者を定め、管理船舶及び事業所において、いつでも最新版が使用できるように管理するものとする。

第12章 内部監査および継続的改善

（内部監査及び見直し）

第32条 内部監査を行う者は、経営者の支援を得て関係者とともに年１回以上船舶及び陸上施設の状況並びに船舶管理規程の遵守状況の他、船舶管理業務全般にわたり内部監査を行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

２ 内部監査にあたっては、経営者は、その重要性を社内に周知徹底する。

３ 内部監査を行うに際し、船舶管理業務全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

４ 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

５ 内部監査を行う者は、船舶管理責任者の業務の監査を行うほか、特に陸上側の船舶管理業務については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第13章 海難その他の事故の処理

（危機管理責任者の指定）

第33条 経営者は、管理船舶において重大な事故等が発生した場合に経営者の指示の下で応急措置、復旧活動等に一元的に対応する者として危機管理責任者をあらかじめ指定し、事業所内及び管理船舶内において周知徹底を図るものとする。

（緊急時対応処理要領）

第34条 船舶管理責任者は、管理船舶において重大な事故等が発生した場合に経営者、危機管理責任者、船舶管理統括責任者、当該管理船舶を担当する船舶管理責任者等関係者がとるべき措置を記載した緊急時対応処理要領を策定し、事業所内及び管理船舶内において周知徹底を図るものとする。

（事故処理にあたっての基本的態度）

第35条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

（1）人命の安全の確保を最優先とすること。

（2）事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。

（3）事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。

（4）船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

（5）陸上要員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第36条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、船舶・積荷の安全確保等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに船舶管理責任者および海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

２ 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（船舶管理責任者のとるべき措置）

第37条 船舶管理責任者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営者へ速報しなければならない。

（経営者のとるべき措置）

第38条 経営者は、船舶管理責任者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

２ 経営者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（非常対策本部）

第39条 経営者は、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

（通信の優先処理）

第40条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

（関係官署への報告）

第41条 船舶管理責任者は、事故の発生を知ったときは、オペレーターと連携して速やかに関係運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故調査委員会）

第42条 経営者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

２ 事故調査委員会の構成は、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところによる。

３ オペレーターにおいて事故調査委員会が設置された場合は、経営者はそれに協力し、連携して事故の再発防止及び事故処理の改善に努めなければならない。

第14章 雑 則

（船舶管理規程等の備付け等）

第43条 船舶管理責任者は、船舶管理規程（船員安全衛生基準、運航実施基準、環境汚染防止基準を含む。）を船舶、支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

２ 安全かつ効率的な船舶管理業務を実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

附 則

この規程は、平成○○年○○月○○日より実施する。

 **○○株式会社**

 **（役職 氏名）**